

高砂市条例第 号

高砂市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる独自の言語であり、手指や体の動き、顔の表情等を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、平成18年の国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、手話は言語として位置付けられました。また、平成23年に改正した障害者基本法においては、手話が言語に含まれることが明文化されました。そして、平成26年には、同条約を我が国も批准したことにより、手話が言語であるとの認識が深まることが期待されています。

高砂市では、全ての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を目指しています。家庭、地域社会、学校などにおいて、人権確立に向けた取組により、人権文化を根付かせてきており、手話に対する理解を広げ、お互いに地域で支え合い、安心して暮らすことができるまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話に関する基本理念その他基本的な事項を定めることにより、全ての市民が安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重する共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者への理解の促進並びに手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者の社会参加を促し、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、ろう者の自立及び社会参加を支援するとともに、手話の普及並びに市民及び事業者が手話を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりに努めるものとする。

（施策の策定）

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する市町村障害者計画の中に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話に関する情報の提供及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（学校における手話の普及）

第8条 市は、学校教育における手話への理解及びその普及啓発に努めるものとする。

（事業者への支援）

第9条 市は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりのために事業者が行う取組に対し、助言を行うとともに支援に努めるものとする。

（災害時の対応）

第10条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政措置）

第11条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず

るものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。